

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和5年6月2日(2023.6.2)

【公開番号】特開2022-19444(P2022-19444A)

【公開日】令和4年1月27日(2022.1.27)

【年通号数】公開公報(特許)2022-015

【出願番号】特願2020-123282(P2020-123282)

【国際特許分類】

B 4 1 J 29/38(2006.01)

10

G 0 6 F 3/12(2006.01)

H 0 4 N 1/00(2006.01)

【F I】

B 4 1 J 29/38 4 0 1

B 4 1 J 29/38 7 0 1

G 0 6 F 3/12 3 2 2

G 0 6 F 3/12 3 0 5

G 0 6 F 3/12 3 8 7

G 0 6 F 3/12 3 5 7

H 0 4 N 1/00 1 2 7 A

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年5月25日(2023.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

30

複数のリージョンの夫々で提供されるクラウドプリントサービスのうちの1つと接続することができるプリンターであって、

前記プリンターに設定されている情報に基づいて、前記複数のリージョンのうちの1つのリージョンに対応する送信先を決定する決定手段と、

前記決定された送信先へ前記プリンターの情報を送信する送信手段と、

前記決定された送信先にて前記プリンターの情報が受信されたことで提供されるコードを受信する受信手段と、を有し、

前記受信したコードがWebページを介してユーザーにより入力されたことに基づき、前記1つのリージョンで提供されるクラウドプリントサービスに前記プリンターが登録されることを特徴とするプリンター。

【請求項2】

前記複数のリージョンには、第1のリージョンと第2のリージョンが含まれ、前記第1のリージョンのための前記送信先は、前記第2のリージョンのための前記送信先と異なる送信先であることを特徴とする請求項1に記載のプリンター。

【請求項3】

前記プリンターに設定されている情報は仕向け情報であり、前記仕向け情報とは消費地域または出荷地域を特定するための情報であることを特徴とする請求項1または2に記載のプリンター。

【請求項4】

前記プリンターの情報には、少なくとも前記プリンターを識別するためのデバイス識別情

50

報が含まれてあり、前記クラウドプリントサービスにデバイス識別情報が登録されることを特徴とする請求項 1 乃至 3 の何れか 1 項に記載のプリンター。

【請求項 5】

前記受信したコードが前記 Web ページを介してユーザーにより入力されたことに応じて、前記 1 つのリージョンで提供されるクラウドプリントサービスに前記プリンターが登録されることを特徴とする請求項 1 乃至 4 の何れか 1 項に記載のプリンター。

【請求項 6】

前記受信したコードが、前記クラウドプリントサービスによって提供される前記 Web ページを介してユーザーにより入力されたことに基づき、前記 1 つのリージョンで提供されるクラウドプリントサービスに前記プリンターが登録されることを特徴とする請求項 1 乃至 5 の何れか 1 項に記載のプリンター。

10

【請求項 7】

前記送信先とは、前記 1 つのリージョンに前記プリンターを登録するための URL (Uniform Resource Locator) で特定される送信先であることを特徴とする請求項 1 乃至 6 の何れか 1 項に記載のプリンター。

【請求項 8】

前記受信したコードが、前記クラウドプリントサービスによって提供される前記 Web ページを介してユーザーにより入力され、かつユーザー アカウントが入力されたことで前記 1 つのリージョンで提供されるクラウドプリントサービスに前記プリンターが登録されることを特徴とする請求項 1 乃至 7 の何れか 1 項に記載のプリンター。

20

【請求項 9】

前記ユーザー アカウントとは、前記クラウドプリントサービスを利用するためのユーザー アカウントであることを特徴とする請求項 8 に記載のプリンター。

【請求項 10】

前記コードは、前記プリンターを特定するためのコードであることを特徴とする請求項 1 乃至 9 の何れか 1 項に記載のプリンター。

【請求項 11】

前記コードは、前記プリンターを登録するためのコードであることを特徴とする請求項 1 乃至 10 の何れか 1 項に記載のプリンター。

30

【請求項 12】

複数のリージョンの夫々で提供されるクラウドプリントサービスのうちの 1 つと接続することができるプリンターの制御方法であって、

前記プリンターに設定されている情報に基づいて、前記複数のリージョンのうちの 1 つのリージョンに対応する送信先を決定する決定ステップと、

前記決定された送信先へ前記プリンターの情報を送信する送信ステップと、

前記決定された送信先にて前記プリンターの情報が受信されたことで提供されるコードを受信する受信ステップと、を含み、

前記受信したコードが Web ページを介してユーザーにより入力されたことに基づき、前記 1 つのリージョンで提供されるクラウドプリントサービスに前記プリンターが登録されることを特徴とする制御方法。

40

【請求項 13】

前記複数のリージョンには、第 1 のリージョンと第 2 のリージョンが含まれ、前記第 1 のリージョンのための前記送信先は、前記第 2 のリージョンのための前記送信先と異なる送信先であることを特徴とする請求項 12 に記載の制御方法。

【請求項 14】

前記プリンターに設定されている情報は仕向け情報であり、前記仕向け情報とは消費地域または出荷地域を特定するための情報であることを特徴とする請求項 12 または 13 に記載の制御方法。

【請求項 15】

前記プリンターの情報には、少なくとも前記プリンターを識別するためのデバイス識別情

50

報が含まれてあり、前記クラウドプリントサービスにデバイス識別情報が登録されることを特徴とする請求項12乃至14の何れか1項に記載の制御方法。

【請求項16】

前記受信したコードが前記Webページを介してユーザーにより入力されたことに応じて、前記1つのリージョンで提供されるクラウドプリントサービスに前記プリンターが登録されることを特徴とする請求項12乃至15の何れか1項に記載の制御方法。

【請求項17】

前記受信したコードが、前記クラウドプリントサービスによって提供される前記Webページを介してユーザーにより入力されたことに基づき、前記1つのリージョンで提供されるクラウドプリントサービスに前記プリンターが登録されることを特徴とする請求項12乃至16の何れか1項に記載の制御方法。

10

【請求項18】

前記送信先とは、前記1つのリージョンに前記プリンターを登録するためのURL(Uniform Resource Locator)で特定される送信先であることを特徴とする請求項12乃至17の何れか1項に記載の制御方法。

【請求項19】

前記受信したコードが、前記クラウドプリントサービスによって提供される前記Webページを介してユーザーにより入力され、かつユーザー アカウントが入力されたことで前記1つのリージョンで提供されるクラウドプリントサービスに前記プリンターが登録されることを特徴とする請求項12乃至18の何れか1項に記載の制御方法。

20

【請求項20】

前記ユーザー アカウントとは、前記クラウドプリントサービスを利用するためのユーザー アカウントであることを特徴とする請求項19に記載の制御方法。

【請求項21】

前記コードは、前記プリンターを特定するためのコードであることを特徴とする請求項12乃至20の何れか1項に記載の制御方法。

【請求項22】

前記コードは、前記プリンターを登録するためのコードであることを特徴とする請求項12乃至21の何れか1項に記載の制御方法。

30

【請求項23】

請求項12乃至22の何れか1項に記載の制御方法をコンピューターに実行させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記の少なくとも1つの目的を達成するために本発明の1つの側面としてのプリンターは、複数のリージョンの夫々で提供されるクラウドプリントサービスのうちの何れか1つと接続することができるプリンターであって、前記プリンターに設定されている情報に基づいて、前記複数のリージョンのうちの1つのリージョンに対応する送信先を決定する決定手段と、前記決定された送信先へプリンターの情報を送信する送信手段と、前記決定された送信先にて前記プリンターの情報が受信されたことで提供されるコードを受信する受信手段と、を有し、前記受信したコードがWebページを介してユーザーにより入力されたことに基づき、前記1つのリージョンで提供されるクラウドプリントサービスに前記プリンターが登録されることを特徴とする。

40

50